

障害者支援制度のご案内

平成24年度に実施する障害福祉サービス等をご案内します。受けることができる制度は障害者手帳の有無や種類・等級によって異なります。障害者手帳の取得方法などの詳細はお問い合わせください。

問／福祉課 内2652・2653 ☎463-1598 FAX463-1025

重度心身障害者医療費助成制度

対象者／

- ①身体障害者手帳 1～3級
- ②療育手帳A・A・B
- ③65歳以上の後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかを所持している方
 - ・音声または言語、そしゃく機能障害、下肢機能障害4級（一部の身体障害者手帳）
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - ・障害基礎年金1・2級の証書



※新規の方は、福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金および入院時食事療養標準負担額

ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給されるときは、その金額を差し引いて支給

申請手続／毎月15日（休日のときは翌日）までに申請された場合は、翌月の15日（休日のときは前日）に支給

申請先／福祉課、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所

※郵送でも申請ができます。福祉課へお送りください。

肝機能障害も身体障害者手帳の交付対象となります

重症の肝機能障害があり、一定の認定基準を満たす場合、身体障害者手帳の交付対象となります。

手続きなどの詳細はお問い合わせください。

※肝機能障害用の診断書は、福祉課に指定の用紙がありますので、お越しいただくか郵送でご請求ください。

心身障害者扶養共済制度

加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金が支給されます（1口は月額2万円、2口は月額4万円）。また、障害のある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます（加入期間に応じて、5万円、12万5000円、25万円2口も期間に応じる）。

この制度は共済制度ですので、加入者は掛金を納めます（1口月額9300円～2万3300円）。また、所得により掛金が減額または免除になります。障害のある方1人につき、加入者1人、2口まで加入できます。

対象者／心身障害のある方の保護者で、次の要件に該当する方

- ①加入者（保護者）の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること
- ②加入時、県内に住んでいること
- ③加入者は、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態にあること
- ④障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的とした障害者移動支援事業を実施しています。

対象者／市内に住所を有する障害のある方等で次に掲げるいずれかに該当する方

- ①障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方。ただし、身体障害については諸要件があります。
 - ②医師により発達に障害があると診断された方
- ※視覚障害があり、移動に著しい困難を有する方は同行援護の利用が優先となります。

利用者負担／原則かかった費用の1割負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月128時間以内

利用方法／利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳を所持する18歳以上の人で、手術等により障害の程度を軽くしたり取り除いたり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、医療の給付を行います。ただし、更生医療の指定医療機関に限られます。

対象者／肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能およびヒト免疫ウィルスによる免疫機能に障害があり確実な治療効果が期待できる方。心臓、腎臓、肝臓、小腸機能障害のため、手術等を必要とする方



利用者負担／本人および世帯の課税状況により自己負担（原則10%負担）があります。

条件／医療の給付については、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受ける必要があります。

就労支度金

就労等により自立しようとする障害者に対し、就労支度金を支給します。

対象者／次の①②③に該当し一般企業等に就職または自営により施設を退所することとなった方

- ①就労移行支援施設、または就労継続支援施設を退所した方
- ②指定旧法施設支援を受けている障害者のうち更生訓練を終了した方
- ③障害者支援施設に入所して更生訓練を終了した方

金額／36,000円



精神保健福祉相談

精神保健福祉士による相談事業を実施しています。精神保健に関するご本人・家族の相談を、電話・面接などで行っていますので、ご利用ください。

実施日／火・金曜日 午後1時～5時15分

会場／福祉課 **費用**／無料

※相談内容や個人情報につきましては、秘密厳守いたします。

障害者等日中一時支援事業

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とした日中一時支援事業を「すわ緑風園」などで実施しています。

対象者／市内に住所を有する障害者等で次に掲げるいずれかに該当する人

①障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方

②医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則かかった費用の1割負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月10日以内

利用方法／利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

重症心身障害児（者）短期入所事業

市では、在宅の重症心身障害児（者）を介護している保護者等が、一時的に家庭における介護を行うことが困難となった場合に、心身障害児総合医療療育センターに入所させることにより、障害児等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした朝霞市重症心身障害児（者）短期入所事業を行っています。

対象者／市内に住所を有する身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級を所持している方でかつ療育手帳④またはAを所持している方、またはこれに準ずると市長が認めた障害者等

利用方法／利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

※利用を希望する月の2か月前の初日から予約できます（9月分は7月2日(月)から申請できます）。

手話通訳者等派遣事業

聴覚等の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある方たちを対象に手話通訳者等派遣事業を行っております。原則、派遣費用は無料です。手話通訳の内容は、すべて秘密を守ります。

また、話の内容を文字にして伝える要約筆記については、埼玉聴覚障害者情報センターが対応します。費用は原則無料で、派遣を行っております。

なお、朝霞市社会福祉協議会では登録手話通訳者を募集しています（試験は例年12月に実施しています）。

手話に関する問／朝霞市社会福祉協議会

☎486-2479 FAX486-2473

要約筆記に関する問／埼玉聴覚障害者情報センター

☎048-814-3353 FAX048-814-3354



自立支援医療（精神通院）制度のご案内

精神疾患の治療を受けるときに、通院医療費（院外処方薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります）の自己負担分を10%に軽減する自立支援医療（精神通院）制度があります。また、市では、独自の施策として、この制度で自己負担した医療費について助成を行っていますのでご利用ください。

成年後見制度

認知症の方、障害のある方など判断能力の不十分な方々に対して、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活に配慮すること）についての契約などの法律行為等を支援する成年後見制度があります。

市では、身寄りのない知的障害のある方、精神障害のある方等に対して成年後見制度の利用に係る必要な経費の助成を行っています（諸条件があるので詳細はお問い合わせください）。

なお、下記の問い合わせ先でも成年後見制度の相談を行っています。

法務省民事局 ☎03-3580-4111

権利擁護センター ☎048-822-1204、1240

NPO法人埼玉成年後見センター ☎048-825-6200

特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉手当

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

支給額／月額 1級…5万400円 2級…3万3570円

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度な障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

支給額／月額 2万6260円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度な障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

支給額／月額 1万4280円

※①、②、③のいずれの手当も、所得の制限があり、支給が停止になることもあります。受給要件・申請については福祉課までお問い合わせください。

現況届の提出について／

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届（所得状況届）の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずにご提出をお願いします（7月下旬送付予定）。この届けを提出しないと、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。